

# 山本清考古資料の公開に関する取り扱い方針

古代文化センター

島根県教育委員会が山本清氏より寄贈を受けた考古資料の公開については、下記により取り扱うものとする。

## 記

### 1. 一覧表の公開

- 1) ホームページに山本清考古資料一覧表を掲載して、所蔵資料名を公開する。
- 2) 利用者は、山本清考古資料一覧表により必要な情報を検索する。

### 2. 公開方法

- 1) 利用者は、山本清考古資料所蔵機関で申請書を記入し、必要資料を請求する。
- 2) 利用者は、古代文化センターで資料を閲覧することができる。

### 3. 公開資料の範囲

- 1) 山本清が作成した図面・拓本・調査日誌・野帳・メモなどの記録類
- 2) 山本清が撮影した写真
- 3) 山本清が収集した研究発表資料・現地説明会資料・新聞記事などの資料
- 4) 山本清が提供を受けた調査概報・図面などの資料
- 5) 山本清が受け取った書簡類

### 4. 印刷物等への利用と範囲

- 1) 利用者は、資料を印刷物等に利用できるが、その際は「島根県古代文化センター所蔵山本清考古資料」と明記する。
- 2) 印刷物への利用範囲  
山本清が作成した図面・拓本・調査日誌・野帳・メモなどの記録類  
山本清が撮影した写真

### 5. その他

- 1) 公開資料の範囲または印刷物等への利用範囲については、古代文化センターで個別に判断する場合がある。
- 2) 調査主体が第三者で、未報告資料の場合は、原則として印刷物等への利用は許可しない。
- 3) 申請書の様式は別紙のとおり定める。
- 4) 刊行物への掲載許可は、別途申請すること。

決定 平成22年8月30日